

《研究論文》

ニュージーランド就学前教育に 関する法規定の意義と課題

— 「1989年教育法」の分析を中心に—

広島大学大学院・院生 赤木 由佳

ABSTRACT

A Legal Analysis of Early Childhood Education System in New Zealand:
Analyzing the Education Act 1989

Yuka AKAGI

Graduate Student, Hiroshima University

The purpose of this paper is to examine the strengths and limitations of legal provisions for early childhood education in New Zealand by analyzing the Education Act 1989 and related regulations.

In New Zealand, childcare centers and kindergartens were respectively under the jurisdiction of the Department of Social Welfare and the Department of Education till 1986. In 1986, childcare centers were taken over by the Department of Education, and kindergarten teacher education system and childcare center staff training system were combined into one in 1988. And then based on the reports of “Education to Be More” and “Before Five”, the Education Act was issued in 1989.

The analysis results show: (1)Education Act 1989 integrated all childhood education related legal provisions and it's significant for guaranteeing the fairness of early childhood education service. (2)The introduction of New Public Management Model into early childhood education system effectively enhanced the education administration efficiency, and the accountability of early childhood education institutions to parents, community and government. (3)However, there are no adequate provisions on curriculum standards or staff qualifications in Education Act 1989. Therefore, it remains a big problem that how to effectively ensure the service quality of early childhood education.

1 研究の目的

本稿は、ニュージーランドにおいて1989年に制定された「1989年教育法 (Education Act 1989)」及びその関連法規を素材とし、就学前教育に関する規定内容を明らかにするとともに、その意義と課題を考察することを目的とする。

ニュージーランドでは、1986年に保育部門が社会福祉省から教育省へ移管され、就学前教育段階における所管の統一がなされた。この所管統一をはじめとし、その後現在に至るまでに、幼稚

園教員養成と保育者養成の統合や、就学前教育施設間での補助金格差の解消、就学前教育段階における統一カリキュラムの策定等の、幼保一元化に関する改革が次々と実施されてきた。このようなニュージーランドにおける就学前教育制度は、所管からカリキュラムに至るまで、幼保の一元化が進められているという点から見ても注目に値するものである。

かかる特徴を有するニュージーランドの就学前教育制度の中で、今回特に焦点を当てる「1989年教育法」及びその関連法規は、今日のニュージーランド就学前教育制度の法的基盤となるものであり、その制定により、補助金制度改革等、幼保一元化に関する重要な改革が実施されている。

「1989年教育法」及びその関連法規の分析は、ニュージーランド就学前教育制度構造を明らかにする上で、一定の意味を持つものであると考える。

本研究に関する先行研究を大別すると、義務教育段階以降の制度及び教育改革に関する研究、就学前教育を扱った研究としては、就学前教育史や就学前教育施設に関する研究等がある¹。また、1980年代後半における就学前教育改革について論じた研究も散見される²。これらの就学前教育改革に関する研究は、1980年代以降の就学前教育改革の動向を把握するという点で一定の成果を有しており、「1989年教育法」に関する記述も一部見られる。しかし、それらはいずれも1989年代以降の改革を全般的に扱ったものであり、「1989年教育法」及びその関連法規に焦点化して、具体的な規定内容を詳細に分析した上で、その意義と課題について考察したものは、管見の限り見あたらない。

2 労働党政権下における就学前教育改革動向 — 「1989年教育法」の制定背景 —

1984年、1975年より続いた国民党政権に代わり、労働党が総選挙で快勝し、労働党ロンギ政権が誕生した。初めて保育サービスを女性の権利解放のためのものと位置づけたロンギ政権は、初等中等教育に対する就学前教育の財政的な不公平の是正、その中でも特に、幼稚園³と比較して財政的支援の不十分さが問題視されていた保育所 (childcare centre)⁴に対する支援を重点課題として掲げた。1985年に出された政府の報告書である『保育サービス、その影響と機会 (Childcare Services, Impact and Opportunities)』では、政府が財政的支援を提供すべきとの見解を示すとともに、家庭における鍵的要素として保育が位置づけられた。同時に、就学前教育を司る省庁が、社会福祉省、教育省、マオリ省⁵と複雑化していること、さらに、それに伴う各就学前施設間の補助金格差が問題とされ、全就学前教育施設の教育省への移管に関する審議が開始された。その結果、1986年7月に保育部門の教育省への移管が実行に移されることとなった⁶。

幼保の所管を統一したことで、それまでの幼稚園と保育所との間にあった格差がより明白に認識されることとなり、まず議論の中心とされたのが、幼稚園教員と保育所保育者の資格の違いによる賃金格差であった⁷。この賃金格差是正のために、政府は、保育所保育者の養成を幼稚園教員養成と統合し、3年制保育者養成として教員養成大学で開始するという改革に着手した⁸。当初、この案に対しては、保育者の給与の高まりと財政負担の増大を懸念した財務省からの反対もあったが、当時の教育大臣やロンギ首相自身の積極的な賛意を得て、1988年に実行に移されることとなった⁹。

さらに、1988年2月に政府は「就学前教育作業部会 (Early Childhood Care and Education Working Group)」を発足させた。同年11月には、この作業部会の報告書である『Education to be More (Meade

Report)』(以下、『ミード報告』)¹⁰が提出され、12月には同報告書に対する政府の見解を示した『Before Five』が提出された。これら2つの提言内容の特徴としては、以下の3点が指摘できる。第一に、女性の社会・経済的地位の向上、及び、マオリ族や太平洋諸島民族等マイノリティの文化・伝統の維持といった観点を明確に提示した点である。第二に、就学前教育施設間で不平等であった補助金制度を改革し、サービスの利用時間に応じた一律の補助金交付システムが提案された。これは、上述の幼保の所管統一、幼稚園教員養成と保育所保育者養成の統合に次ぐ、幼保一元化の一環として捉えられる。第三に、就学前教育段階におけるニュー・パブリック・マネジメント(New Public Management, 以下、NPM)理論の導入が図られた点が指摘できる。『ミード報告』が提出される前に、1980年代後半におけるニュージーランドの教育改革を方向付けた報告書である『Administering for Excellence (Picot Report)』(以下、『ピコット報告』)¹²が提出されており、ここでは、「1組織1機能」を原則とした教育行政組織の改編等、ニュージーランド型NPMとして知られる1980年代以来の行政改革¹³の流れを汲んだ教育改革の方針が提言された。この『ピコット報告』の提言を受けて、『ミード報告』及び『Before Five』では、『ピコット報告』に示されたような教育行政制度の就学前教育への導入として、就学前教育施設と教育省及び保護者との間で契約(チャーター)を結び、それに基づく成果が教育省の評価チーム及び専門評価機関によって評価されるという体制が提案された。

3 「1989年教育法」及び関連法規に基づく就学前教育制度

上記の報告書の提言を受け、1989年に制定されたのが、「1989年教育法」である。「1989年教育法」の規定内容を大別すると、「認可制度」「チャーター制度」「総括補助金(Bulk Funding)制度」に関する規定、及び、新たな就学前教育行政組織の設置または改編に関する規定に分けられる。そこで以下では、「1989年教育法」及びその関連法規の内、特に就学前教育に係る諸規定について、「認可制度」「チャーター制度」「総括補助金制度」「就学前教育行政組織の改編」の4点に沿って詳述し、同法規に基づく就学前教育制度構造の分析を試みる。

(1) 就学前教育施設の認可制度

a) 認可制度の枠組み

「1989年教育法」では、「認可を受けていないいかなる施設も就学前教育施設として運営されない¹⁴」とされ、教育大臣により認可を免除された施設を除いて、全ての就学前教育施設に認可を受ける義務が課せられた。これ以前の就学前教育施設の認可制度に関しては、幼稚園は「1959年幼稚園規則(Kindergarten Regulation 1959)」、保育所は「1985年保育所規則(Child Care Centre Regulation 1985)」によって、それぞれ別個の規定が設けられていた。「1989年教育法」によって「就学前教育施設は全て本法の規定の下に認可される¹⁵」と定められ、全就学前教育施設に共通する認可制度へと、その統合がなされることとなった。

新たな認可制度の詳細な規定は、「1990年教育(就学前施設)規則(Education (Early Childhood Centres) Regulations 1990, 以下「1990年規則」)」によって定められている。「1990年規則」によると、就学前教育施設の管理者は、認可を受けるために、「建物の広さ」「職員数」「教育プログラム」等について記述した申請書を提出し、その内容が後述する一定の基準を満たしている場合、

教育大臣によって認可施設として認定されることになる。認可施設に対しては、「認可の種類」「施設管理者の氏名」「施設職員の氏名及び保有資格」「預かり園児数」「開園時間・日数」等を明記した認可証が発行される。施設管理者は、認可証の記載事項に従って施設運営を行い、認可証は、当該施設利用者のすぐ目にできる場所に掲示されるものと定められている。認可は、「施設管理者が本規則に定めた条件に従う限り、その効力は継続する」¹⁶と定められ、さらに、施設が認可基準を満たしているか否か、「年に1度、教育評価庁（Education Review Office）職員が施設を訪問し査察を行う」¹⁷ことが定められた。教育評価庁は、1980年代後半の教育改革の一環として設けられた、教育評価を専門に行う独立機関である¹⁸。就学前教育に関しても、それまで教育省や社会福祉省の職員等によって実施されていた就学前教育施設への査察が、教育評価庁職員によって実施されるようになった。査察の結果、施設の運営が、認可証の事項や認可基準を満たしていないと判断された場合、教育省長官は、当該施設の認可を停止することができる。停止処分後、一定の期限内に条件が満たされなかった場合には、認可は失効する。

さらに、マオリ族の子どもを対象としたテ・コハンガレオ（Te Kohanga Reo）¹⁹に関して、「1985年保育所規則」による従来の規定では、認可の基準となる教育プログラム及び保育者資格をテ・コハンガレオ・トラスト²⁰が認定するものとされ、保育所の中でもさらに別個の規定が設けられていた。「1989年教育法」に基づく認可制度では、テ・コハンガレオも他の就学前教育施設と同様の法規定の下に位置づけられることとなった。しかし、テ・コハンガレオの認可に関しては、「教育省長官は、当該施設の認可に関して、その承認の可否及び暫定的認可への移行、認可の停止を決定する際には、必ず、テ・コハンガレオ・トラストにより推薦された人物と協議するものとする」²¹という規定が設けられている。

b) 認可基準

認可基準に関しては、「1990年規則」によって、「健康と安全に関する基準」及び「カリキュラム及び職員配置に関する基準」の2点から定められている。

「健康と安全に関する基準」では、認可施設に備えられるべき設備と、その設置個数及び安全・衛生基準等が定められた²²。これらの規定は、「1985年保育所規則」を一部改善する形で定められたものである。「1985年保育所規則」は、園児の福祉の視点から施設の安全・衛生基準について主に定めたものであり、安全・衛生面に関しては、「1959年幼稚園規則」と比較しても、はるかに詳細な規定が設けられていた。これは、幼稚園の設置及びその管理・運営が直接的には無償幼稚園協会²³によって担われており、その安全・衛生面の保証に関しても、各協会に依るところが大きかったため、全国的に同一の規定は設けられなかったものと考えられる。幼稚園において、それまで各地の無償幼稚園協会による個別管理に任されていた安全・衛生面について、その統一的な基準が設けられたという点で、注目に値する変革であったといえよう。

「カリキュラム及び職員に関する基準」では、施設における活動プログラムに関して、「園児の発達段階にそった適切な活動を組織すること」「定期的に施設の活動を評価すること」「保護者や施設職員に施設の活動について話しあう機会を与えること」「特別なニーズを持った子どもに対して、適切なプログラムを提供すること」「園児自身の文化的背景を尊重し育むこと」という5点が定められた²⁴。「1985年保育所規則」の規定では、前者の2点が示されるのみであった。「1990

年規則」の規定は、①施設の活動に対する保護者及び施設職員の参加権限が明記された、②特別なニーズを持った子どもに対する言及がなされた、③園児の文化的背景の尊重が明記されたという点で改善が見られる。しかし、「1990年規則」では、カリキュラムと呼べるほど詳細な規定は設けられていない。全就学前教育施設に対する共通カリキュラムの導入は、1996年におけるテ・ファミリー (Te Whāriki)²⁵の策定まで、課題として残されることとなった。

また、職員配置に関しては、表1に示された園児数と職員数との割合を満たすように配置するものとされている²⁶。さらに、「教育省長官は、就学前教育施設の教育及び保育に関する資格を認定することができる²⁷とされ、教育省長官による認定資格に関する規定が設けられた。施設職員の資格保有に関しては、「施設運営者は必ず§40に規定された認定資格を保有する²⁸と定められ、施設運営者の資格保有が義務付けられた。この施設職員の資格保有に関しては、「1959年幼稚園規則」により「幼稚園に勤める全ての教員は、幼稚園教員資格 (Kindergarten Diploma) を保有するものとする²⁹という明確な規定が、幼稚園に対して設けられていた。一方、「1985年保育所規則」では、全保育所に必ず1人の有資格者がいることが義務付けられたものの、幼稚園の規定と比べると不十分なものであった。「1990年規則」による規定は、施設運営者の資格保有を義務付けた点では、一定の前進といえるかもしれないが、保育所と幼稚園との質的格差を埋めるまでには至っていないといえよう³⁰。このことは、保育所における保育の質保証という点から重大な問題点として指摘しなければならない。

表1 就学前教育施設の職員配置

施設の種類の	子どもの年齢	子どもの人数	職員配置の下限
全日制または 半日制	全て2歳未満	1～5人	1人
		6～10人	2人
		11～15人	3人
		16～20人	4人
		21～25人	5人
全日制	全て2歳以上	1～6人	1人
		7～20人	2人
		21～30人	3人
		31～40人	4人
		41～50人	5人
半日制	全て2歳以上	1～8人	1人
		9～30人	2人
		31～45人	3人
		46～50人	4人
全日制または 半日制	2歳未満と2歳以上の混成クラスの場合	(2歳未満)	
		1～4人	1人
		5～8人	2人
		9～12人	3人
		13～16人	4人
		17～20人	5人
		21～24人	6人
	25人	7人	
	(2歳以上)	1～6人	1人
		7～20人	2人
21～30人		3人	
		31～40人	4人
		41～49人	5人

出典：The Education (Early Childhood Centres) Regulations 1990

(2) チャーター制度

「1989年教育法」では、「教育大臣は、適宜、就学前教育施設の目的及びその活動に対してチャーターを承認し、当該施設が満たすべき諸条件を官報により提示する³¹と規定され、施設運営者は当該施設の目的及び活動内容を記載したチャーター承認のための申請書を作成するものとされた。チャーター申請書の具体的内容は「1989年教育法」では示されていないが、『ミード報告』に提示された例によると、「施設の目的」「活動内容」「職員配置及び職員教育に関する方針」「親教育に関する方針」等の記入に加え、年次報告書の提出等、施設運営に対するアカウントビリティについても記入することとなっている³²。また、当該施設の運営がチャーターの内容に即していないことが、教育評価庁の査察により確認された場合、「当該施設へのチャーターは取り消される³³ことになる。チャーターの申請書を作成する際には、施設運営者が「施設職員及び親・拡大家族 (Whanau) 等と十分協議³⁴した上で、承認申請がなされることとされており、施設職員と保護者等に施設運営に対する意見表明の機会が与えることが明示された。

このチャーターは、就学前教育施設と教育省との間に結ばれる「契約」であり、保護者等についても、この「契約」にチャーター申請書作成時の協議という形で関与することができる。『ミード報告』及び『Before Five』の提言においては、「契約」に基づき施設運営を行い、定期評価により説明責任を果たすという構造が、就学前教育制度の中核をなすものとして位置づけられていた。「1989年教育法」の規定により、両報告書が意図した、就学前教育段階における「契約」システムの導入が制度化されたといえる。このような「契約」に基づく体制は、ニュージーランドにおける一連の行政改革及び初等中等教育改革の特徴のひとつとされており⁴⁵、就学前教育改革もまた、これらの改革の流れに沿っていたことが分かる。

(3) 総括補助金制度

「1989年教育法」施行以前における補助金制度では、幼稚園に対して、幼稚園教員給与が国庫から支出されるなど、手厚い保障がなされる一方で、保育所に対する補助金額は、幼稚園と比較するとかなり低い水準となっていた。表2は、各教育サービスへ支払われた補助金の総額を、子ども1人あたりに換算した金額を示している。初等教育と同等の補助金を得ている幼稚園に比べて、保育所に対する補助金は4分の1程度に留まっている。

このような、就学前教育施設間で受けられる補助金額に大きな差があった従来の補助金制度への反省から、1990年1月に行われた「1989年教育法」の改正では、全就学前教育施設に対して一律の基準で算出された金額が支払われる総括補助金制度が導入された⁴⁶。この総括補助金制度は、「チャーターを承認された就学前教育施設及び保育提供者に対して、毎年、国会により承認された予算から補助金が支払われる」⁴⁷ものとされ、従来の制度では教員給与費や管理運営費等の名目別に補助金が交付されていたのに対し、各就学前教育施設に直接に一括して補助金が交付されることとなった。これにより、各施設運営者には補助金運用の裁量権が与えられることとなった。

この改正とともに、表3に示す1989年補助金交付計画(funding package 1989)が定められた⁴⁸。この補助金交付計画では、全ての就学前教育施設に対して、その園児数及び預かり時間数に応じた補助金が支払われる仕組みになっている。但し、幼稚園に関しては、混乱を避けるため、それまでの補助金の水準である3.30ドルが支払われることとなり、1990年から1994年の5年間をかけて、他の施設に対する補助金を、幼稚園の補助金水準へと引き上げるように設定された。

総括補助金制度の導入により、保育所及びテ・コハンガレオに対する補助金額は大幅に改善されることとなった。しかし、このような就学前教育段階への補助金増額の動きは、財政削減を目指す行政改革とは相容れないものであった。1990年に労働党に替わって国民党が政権をとると、表2の補助金交付計画は即座に破棄されてしまい、2歳以上の園児に対して交付される補助金額は2.25ドルのまま固定された⁴⁹。その結果、幼稚園にとっては、交付される補助金額がそれまで

表2 各教育サービスに対する補助金
(子ども1人当たり)

教育サービス	補助金額
保育所	10ドル
幼稚園	40ドル
初等教育	40ドル
中等教育	60ドル

出典: May, H., *Mind that Child*, BlackBerry Press, 1985, p.79.に基づき作成。

表3 就学前教育施設に対する1989年補助金交付計画

園児の年齢	年度	園児1人1時間当たりの補助金額
2歳未満	1990年～	7.25ドル
2歳以上	1990年	2.25ドル
	1991年	2.50ドル
	1992年	2.75ドル
	1993年	3.00ドル
	1994年	3.30ドル

出典: Early Childhood Education Project, *Future Directions*, 2000, p.80.に基づき作成。

の3.30ドルから2.25ドルへと減少することになり、園財政の逼迫が新たな問題として浮上することとなった。

(4) 就学前教育における行政組織の改編

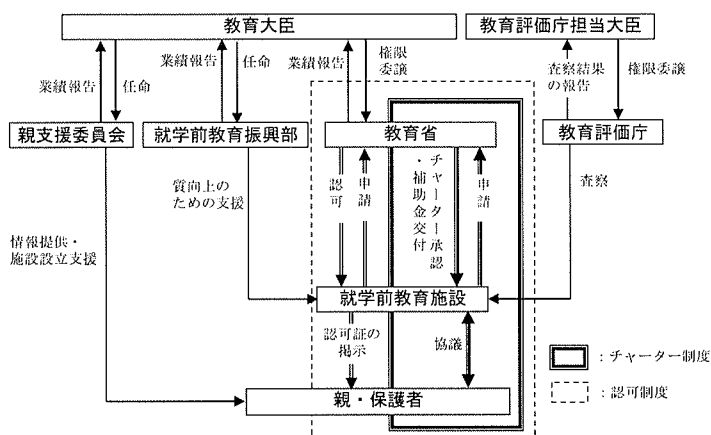
「1989年教育法」では、新たに「就学前教育振興部（Early Childhood Development Unit）を設置する」¹⁰ことが定められ、そのメンバーは、教育大臣により任命された6名の委員と委員長で構成するものとされた。この就学前教育振興部の職務は、「就学前教育施設や就学前の子どもを対象としたサービスの質及び利便性の向上」¹¹とされ、その職務の遂行に関しては、教育大臣に対して責任を負う。

また、就学前教育振興部に加えて、「親支援委員会（Parent Advocacy Council）を設立する」¹²ことが定められた。同委員会は、教育大臣により任命された8名で構成され、教育制度に関する情報提供や就学前教育施設の設立支援等を親に対して行うこととされた¹³。

上記の2つの就学前教育に関する機関の新設に加えて、「1989年教育法」では、教育に関する評価を専門に担当する教育評価庁の新設、及び、教育委員会の廃止といった教育行政全般に関する大規模な組織改編が行われた。

その結果、ニュージーランドにおける就学前教育制度の構造は、図1に示される形態へと改編された¹⁴。

図1 「1989年教育法」下の就学前教育制度



出典：Education Act 1989に基づき作成。

4 おわりに

以上、就学前教育に関する「1989年教育法」及びその関係法規の規定内容について述べてきた。その結果、以下の点が意義として指摘できる。まず、「1989年教育法」施行以前には、幼・保間で別個に設けられていた法規規定が、全就学前教育施設を包括するものとして統一されたことによって、就学前教育における公平性が制度上担保されたことである。制度の統一は、個々の施設の画一化を進める方向に働く可能性もあるが、「1989年教育法」の規定は、施設の活動内容の多様性は残したままで、補助金格差の解消や認可基準の統一による最低限の質の保証等、その枠組みや基準の統一を図るものである。この点は、『ミード報告』及び『Before Five』が、ニュージーランドの文化的多様性の保持を謳っていたことから読み取れる。とりわけ、女性の就労支援の役割を担う保育所及びマオリ族の子どもを対象としたテ・コハンガレオに対する補助金額の改善は、女性の地位向上・社会進出の支援及びマイノリティであるマオリ族の就学前教育機会の拡大という点で極めて意義深いものといえよう。

また、就学前教育制度へのNPM理論の導入という観点からは、次のような意義が指摘できる。教育評価庁、就学前教育振興部等の設置及び教育省の改編により、「1組織1機能」を原則とした行政組織が整備され、組織の目的の明確化と教育行政の効率化が図られた。この教育行政の効率化を受けて導入された、チャーターに基づく契約システムが、チャーター申請書の作成を通して、親・拡大家族等に施設運営への意見表明の機会を与えるとともに、契約内容の定期的な評価を通して、補助金を交付する政府または市民に対して施設運営の説明責任を果たす体制が整えられたことも一定の意義のあるものといえよう。

しかし一方で、次のような課題も指摘できる。まず、「1990年規則」によって幼・保間における法令上の統一は達成されたものの、実際の就学前教育施設における保育の質的格差が依然残存している点である。「1990年規則」によって定められた施設職員の資格保有に関する規定は緩やかなままであり、カリキュラム規定は、「活動プログラム」という形で定められているにすぎない。同規則施行時点で存在している幼・保間の質的格差を解消し、保育所の水準を幼稚園レベルに引き上げるまでには至っていないといえよう。

また、総括補助金制度の導入により、それまで多額の補助を得ていた幼稚園への補助金が結果的に削減されたことは、ニュージーランドの幼稚園が無償幼稚園として発展し、貧困家庭の子どもに対する就学前教育機会の保障を担ってきたことを踏まえると、大きな問題であり、この改善に向けた取り組みも重要な課題である。この点に関しては、1990年における国民党政権誕生以後の動向を踏まえた上で、より詳細に検討する必要があるが、本稿においては、「1989年教育法」とその関連法規を主たる分析素材としたため、同法規に基づく就学前教育制度の枠組みを把握するに留まり、その具体の運用実態まで踏み込んで明らかにするには至らなかった。これらは今後の研究課題としたい。

5 註

- 1 義務教育段階以降の制度及び教育改革に関する研究としては、福本みちよ「ニュージーランドの学校評価システムに関する研究—外部評価機関の位置と役割に着目して」『教育制度学研究』第9号、2002年、216-229頁、などがある。また、就学前教育史及び就学前教育施設に関する研究としては、松川由紀子『ニュージーランドの保育と子育ての支え合い』溪水社、2000年。七木田敦「ニュージーランドにおけるプレイセンター運動の展開—理論と保育内容を中心に—」『広島大学大学院教育学研究科紀要第三部』第52号、2003年、317-323頁、などが挙げられる。
- 2 松川由紀子「ニュージーランドの行財政改革と乳幼児保育政策」『日本ニュージーランド学会誌』第4号、1998年、71-82頁。七木田敦「ニュージーランドにおける就学前教育改革について—幼保の一元化からカリキュラム策定まで—」『保育学研究』第46巻第2号、2005年、100-109頁、などが挙げられる。
- 3 ニュージーランドの幼稚園は、無償幼稚園である。通園料は徴収されず、国からの補助金や保護者からの寄付で運営が成り立っている。
- 4 本稿では「保育所」を、幼稚園やプレイセンター（play centre）、テ・コハンガレオ、プレイグループ（play group）以外の就学前教育施設を総称するものとして用いる。
- 5 ニュージーランドの現住民族であるマオリ族の子どもを対象にした就学前教育機関であるテ・コハンガレオの運営資金の財源としてマオリ省も関与していた。
- 6 「1964年教育法（Education Act 1964）」に保育所に関する条項が追加された。Education Amendment Act 1986, §2

- 7 七木田, 前掲論文 (2005年), 102頁。
- 8 松川, 前掲論文 (1998年), 76頁。
- 9 七木田, 前掲論文 (2005年), 102頁。
- 10 Early Childhood Care and Education Working Group, Education to be more: Report of the Early Childhood Care and Education Working Group, Department of Education, 1988.
- 11 Lange, D., Before Five: Early Childhood Care and Education in New Zealand, Government Printer, 1988.
- 12 Taskforce to Review Education Administration, Administering for Excellence, Government Printer, 1988.
- 13 福本によれば, ニュージーランドにおけるNPM理論に基づいた行政改革は, 次の特徴を持つ。「①施策の企画・立案部門と執行部門を分離し「1組織1機能」を原則にすることで組織目的を明確化し, さらに後者を独立機関とすることにより競争原理にもとづく行政の効率化とサービスの向上を図る。②「契約」型システムにより, 「プロセスの管理」から「業績・成果による管理」への移行を図る。③中立的な政策提言を確保するために, 政策提言部門とサービス提供部門との分離を図り, 規制・監査業務についてもその中立性や独立性を確保するために別組織とする。④組織を機能別に分割することで, 民間を含めた他組織との「競争」と自己責任 (自律性) によるサービスの質の向上とコストの削減を図る。」福本みちよ「ニュージーランドの自律的学校経営」河野和清編『地方分権下における自律的学校経営の構築に関する総合的研究』多賀出版, 2004年, 103-104頁。
- 14 Education Act 1989, §316.
- 15 Ibid, §317 (2).
- 16 Education (Early Childhood Centres) Regulations 1990, §15.
- 17 Ibid., §15 (2)
- 18 Education Act 1989, §323-328.
- 19 テ・コハンガレオは, 1982年にマオリ省の主導で創立された就学前教育施設である。このテ・コハンガレオに関しては, 松川由紀子「ニュージーランドのマオリと幼児教育—テコハンガレオの設立ならびにその背景を中心に—」『日本比較教育学会紀要』第12号, 1986年, 67-74頁, に詳しい。
- 20 テ・コハンガレオ・トラストは, テ・コハンガレオの管理・運営を担う法人組織である。
- 21 Education (Early Childhood Centres) Regulations 1990, §17 (3).
- 22 Ibid, §19-32.
- 23 無償幼稚園協会は, 幼稚園の設置及び管理・運営を担う母体である。松川, 前掲書 (2000年), 22-47頁。
- 24 Education (Early Childhood Centres) Regulations 1990, §34.
- 25 ニュージーランドにおいて1996年に策定された幼保統合型カリキュラムを指す。マオリ族の伝統的な織物から名づけられたテ・ファリキは, ニュージーランドの文化的多様性や就学前教育施設の多様性に配慮した構成となっている。
- 26 Ibid, §39
- 27 Ibid, §40.
- 28 Ibid, §41.
- 29 同資格は, 教育長の認定を受け, ニュージーランド無償幼稚園連合 (New Zealand Free Kindergarten Union) の発行する幼稚園教員資格である。Kindergarten Regulations 1959, § 7.
- 30 1996年の時点で, 保育所の約3割の保育者が無資格であるとの報告もされている。松川, 前掲書 (2000年), 86頁。
- 31 チャーターの作成は, 認可と異なり, 全就学前教育施設に義務付けられるものではないが, 補助金の交付を受けるためにはチャーターの承認が必要となる。Education Act 1989, § 312 (1)(2).

- 32 Early Childhood Care and Education Working Group, op. cit, pp. 52-53.
- 33 Education Act 1989, § 312 (8).
- 34 Ibid., §312 (3).
- 35 福本, 前掲論文 (2004年), 104-106頁。
- 36 Education Amendment Act 1989, § 23.
- 37 Education Act 1989, § 309 (1).
- 38 Early Childhood Education Project, Future Directions; Early Childhood Education in New Zealand, 2000, p.80.
- 39 Ibid.
- 40 Education Act 1989, § 43.
- 41 Ibid., § 45.
- 42 Ibid., § 49.
- 43 但し, この親支援委員会は, 1991年10月1日をもって廃止された。Education Amendment Act 1991 (2), §2.
- 44 この改編に伴い, 省庁担当大臣と省庁との関係も改革された。和田によると, 大臣は省庁の最高責任者に対して, 達成すべき事柄を明示 (業績明示) し, それに必要な権限を委譲する。これに対して省庁最高責任者は達成状況を大臣に報告 (業績報告) することになる。和田明子『ニュージーランドの市民と政治』明石書店, 2000年, 149頁。